

令和7年度新発田市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務
実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置の一環で新発田市が行う低所得者支援及び定額減税補足給付のうち、定額減税しきれないと見込まれる者への給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（令和7年1月1日時点で新発田市に住所を有する者（新発田市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による県民税所得割又は市民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）に限る。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措

置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であった場合、零とする。）

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

(4) 前3号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援助地方創生交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

2 前項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第1項各号に該当する者にあつては、修正申告等により同時に要件を満た

すことのない給付を受けている者を除く。

4 第1項第2号及び第3号に該当する者にあつては、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が零でない者
- (2) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）
- (3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員（支給額）

第3条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ零とし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で新発田市に住所を有する者（新発田市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを零とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で新発田市に住所を有する者（新発田市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3万円とする。

3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（

不足額給付分)の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金(当初給付分)の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される調整給付金(不足額給付分)の額(いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。)を差し引いた額とする。

4 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金(不足額給付分)の金額の算定等の事務処理を進める日(以下「事務処理基準日」という。)は、令和7年7月1日とする。

5 事務処理基準日以後に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として同項に定める調整給付金(不足額給付分)の金額に反映しないものとする。

(受給権者)

第4条 調整給付金(不足額給付分)の受給権者は、第2条に規定する調整給付金(不足額給付分)の支給対象者(以下「支給対象者」という。)とする。

(支給の方式等)

第5条 第2条第1項第1号に規定する者は、調整給付金(不足額給付分)支給確認書(別記第1号様式。以下「確認書」という。)を提出するものとする。ただし、令和7年1月1日時点で新発田市に住所を有する者(新発田市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)で、新発田市から調整給付金(当初給付分)を受給していない者については、調整給付金(不足額給付分)支給申請書(別記第2号様式)を提出するものとし、新発田市は、当該者から当該申請書の提出があったときは、当該者に確認書を送付し、当該者は確認書を提出するものとする。

2 第2条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する者は、調整給付金(不足額給付分)支給申請書(別記第3号様式)を提出するものとする。

3 確認書及び前2項に規定する申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号及び第4号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に規定する方式によることが困難な場合に限り行うことができるものとする。

(1) 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により市長に提出し、市長が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口方式 提出者が確認書等を市の窓口において提出し、市長が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市長に提出し、市長が窓口において現金を交付することにより支給する方式

(4) 現金書留送付方式 提出者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市長に提出し、市長が現金書留等により現金を送付する方式

4 提出者は、確認書等の提出に当たり、運転免許証、個人番号カード（次条に規定する個人番号カードをいう。）、旅券その他官公署が発行した免許証、資格証明書等（以下「公的証明書等」という。）を提示し、又はそれらの写し等を提出することにより、提出者本人であることを証するものとする。

5 市長は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から調整給付金（不足額給付分）確認書送付先変更届（別記第4号様式）の提出があったときは、当該変更届に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

第6条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受けようとする者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを所持しているものは、前条の規定にかかわらず、個人番号カードにより申請者本人であることを証した上で、国又は市が整備するオンライン申請システムを通

じて市長に電子申請を行うことができる。

第7条 市長は、前2条の規定にかかわらず、調整給付金（当初給付分）を支給した者、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者等であって、第2条に掲げる支給要件を満たすことを確認できるものに対し、調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ（別記第5号様式）により調整給付金（不足額給付分）の支給の申込みを行うことができる。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、調整額給付金（不足額給付分）受給辞退届出書（別記第6号様式）による届出を行い、又は調整額給付金（不足額給付分）口座変更届出書（別記第7号様式）による受給口座の変更を申し出ることができる。

3 市長は、第1項に規定するお知らせの送達後14日までに前項に規定する届出又は申出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金（不足額給付分）を支給することができる。

（代理人による確認書等の提出等）

第8条 支給対象者に代わり、代理人として第5条に規定する確認書等を提出し、又は第6条に規定する申請を行うことができる者は、原則として、次に掲げる者に限る。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(2) 平素から支給対象者の身の回りの世話をしている親族その他の者で市長が認めるもの

2 代理人が確認書等の提出をするときは、確認書等の委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として、委任状を提出しなければならない。この場合において、市長は、公的証明書等の写し等の提示又はそれらの提出を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることを確認するもの

とする。

- 3 代理人は、調整給付金（不足額給付分）の受給について代理することができる。

（確認書の受付及び提出期限等）

第9条 確認書の受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 確認書並びに第5条第1項及び第2項に規定する申請書の提出期限は、市長が別に定める。

（支給の決定）

第10条 市長は、確認書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、調整給付金（不足額給付分）の支給を決定し、当該確認書等を提出した支給対象者（第8条第3項に規定する代理人を含む。次項において同じ。）に調整給付金（不足額給付分）を支給するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する決定をしたときは、調整給付金（不足額給付分）支給決定通知書（別記第8号様式）により、当該支給対象者に通知するものとする。

（広報紙及び市ホームページへの掲載等）

第11条 市長は、調整給付金（不足額給付分）を支給するに当たり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出期限その他調整給付金（不足額給付分）の支給の概要について、広報紙及び市ホームページへの掲載等により住民への周知を行うものとする。

（確認書等の提出等が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 確認書等の提出期限までに支給対象者から確認書等の提出等が行われなかった場合は、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 確認書等の不備による振込不能等があった場合で、市長が振込先等の確認に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げら

れたものとみなす。

(調整給付金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けたと認めるときは、当該調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に、調整給付金（不足額給付分）の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 調整給付金（不足額給付分）を受給する権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。